

### 3 計画の策定体制等

道では、令和3年2月に庁内の関係部局で構成する「北海道ケアラー支援検討会議」を設置し、令和3年6月には関係部局の連携を一層強化するために「北海道ケアラー支援推進連携会議」へと発展的に移行させ、施策の進め方などを検討しています。……………①

支援を進めるに当たっては、ケアラーとその家族にとって身近な市町村等との連携が重要となることから、支援のあり方について認識を共有し、意見交換を行うなど、各機関の協力を得ながら、本計画を策定しました。……………②

また、幅広い観点から専門的な意見を聴く目的で、令和3年5月に「北海道ケアラー支援有識者会議」を設置し、基本的施策や具体的取組等に関する協議を行い、各委員から貴重な意見を多く得ました。……………③

そして、本計画を策定するに当たっては、条例第10条第3項の規定により、広く道民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見や要望について、計画の策定過程に反映させるよう努めています。

▶ 体制	① 庁内連携会議	② 市町村等との意見交換	③ 有識者会議	
R3	2月	令和2年度・第1回	〔 学識経験者や支援機関、団体等の代表者で構成。〕	
	3月			
	4月			
	5月	令和3年度・第1回		
	6月	令和3年度・第2回	令和3年度・第1回	
	7月		令和3年度・第2~3回	
	8月			
	9月		令和3年度・第4回	
	10月		関係機関(1)	令和3年度・第5回
	11月	令和3年度・第3回		
	12月		市町村(1)	令和3年度・第6回
	R4	1月	市町村(2)	
2月			令和3年度・第7回	
3月			令和3年度・第8回	
4月		✓ 北海道ケアラー支援条例の施行		
5月		令和4年度・第1回		令和4年度・第1回
6月				
7月			関係機関(2)	
8月			市町村(3)	
9月		令和4年度・第2回		
10月			市町村(4)	令和4年度・第2回
11月				
12月			パブリックコメント実施により道民の意見を反映	
R5	1月	令和4年度・第3回	令和4年度・第3回	
	2月			
	3月	✓ 北海道ケアラー支援推進計画(仮称)の策定		

## 【北海道ケアラー支援推進連携会議】

### 北海道ケアラー支援推進連携会議設置要綱

#### (目的)

第1 「老老介護」「ダブルケア」を行う方々や「ヤングケアラー」などのケアラー問題に関し、庁内関係課の連携のもと、情報・意識共有を図るとともに、関係課で実施する施策を推進するため、北海道ケアラー支援推進連携会議（以下、「会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ケアラー支援施策の推進のための庁内連携に関すること。
- (2) ケアラー支援のための道の有識者会議に関すること。
- (3) その他ケアラー支援施策の推進に関し必要な事項に関すること。

#### (構成)

第3 会議は、別表1に掲げる所属の関係課長で構成する。

- 2 会議の座長は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長をもって充てる。

#### (座長の職務)

第4 座長は、会議を代表し、会議の事務を掌理する。

- 2 座長は、会議を招集し、これを主宰する。

#### (部会)

第5 ケアラー問題を具体的に処理するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、座長の了承の下、前項の具体的な処理のために必要な方策を検討し、決定することができる。
- 3 部会は、別表2に掲げる関係課の課長補佐・主幹で構成するものとする。
- 4 部会長は、別表2に掲げる部会長を置く課の構成員の中から選任するものとし、それぞれの部会を招集し、運営する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に他の部会の構成員及び関係者の出席を求めることができる。
- 6 部会の開催結果は、部会長を通じ、座長に報告するものとする。
- 7 座長は、前項の報告を受理したときは、速やかに会議の構成員に周知するものとする。
- 8 部会の庶務は、部会長を置く課において処理する。

#### (関係者の出席)

第6 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

#### (庶務)

第7 会議の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において処理する。

#### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

別表 1

部署名	職名
<b>▶ 総務部</b>	
…教育・法人局学事課	学事課長
<b>▶ 環境生活部</b>	
…くらし安全局道民生活課	道民生活課長
<b>▶ 保健福祉部</b>	
…総務課	政策調整担当課長
…地域医療推進局地域医療課	地域医療課長
…福祉局地域福祉課	地域福祉課長
	保護担当課長
…福祉局障がい者保健福祉課	障がい者保健福祉課長
…高齢者支援局高齢者保健福祉課	高齢者保健福祉課長
…子ども未来推進局子ども子育て支援課	子ども子育て支援課長
	自立支援担当課長
<b>▶ 経済部</b>	
…労働政策局雇用労政課	雇用労政課長兼働き方改革推進室長
<b>▶ 教育庁</b>	
…学校教育局生徒指導・学校安全課	生徒指導・学校安全課長
…学校教育局高校教育課	高校教育課長

別表 2

部署名	部会長を置く課
<b>▶ ケアラー部会</b>	
…保健福祉部地域医療推進局地域医療課	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課
…保健福祉部福祉局地域福祉課	
…保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	
…保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課	
…経済部労働政策局雇用労政課	
<b>▶ ヤングケアラー部会</b>	
…総務部教育・法人局学事課	保健福祉部子ども未来推進局 子ども子育て支援課
…環境生活部くらし安全局道民生活課	
…保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課	
…教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課	
…教育庁学校教育局高校教育課	

## 【北海道ケアラー支援有識者会議】

### 北海道ケアラー支援有識者会議設置要綱

#### (設置)

第1条 高齢化、核家族化の進行等の社会構造の変化などにより、「老老介護」「ダブルケア」「ヤングケアラー」「介護離職」など家族の介護や世話を行うケアラーの問題及びこれらのケアラーに対する支援の重要性が指摘されていることを踏まえ、道におけるケアラー支援対策について幅広い観点から意見を聴取するため、北海道ケアラー支援有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

#### (意見聴取事項)

- 第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。
- (1) 道によるケアラー支援対策のための実態調査に関する事
  - (2) 道におけるケアラー支援対策の方針に関する事
  - (3) その他道におけるケアラー支援対策に関し、必要な事項

#### (構成)

- 第3条 会議は15名以内で構成する。
- 2 構成員は、ケアラー支援に関する学識経験者、当事者、関係団体及び行政機関のうちから保健福祉部少子高齢化対策監が決定する。
  - 3 構成員の互選により座長及び副座長を置く。

#### (運営)

- 第4条 会議は、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。
- 2 会議は、座長が主催する。
  - 3 座長に事故あるとき又は座長が不在若しくは欠けるときは、副座長がその職務を代行する。
  - 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させて、意見聴取などを行うことができるものとする。

#### (庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

#### 附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

北海道ケアラー支援有識者会議構成員名簿

分野（区分）	所属・役職	氏名（敬称略）
<b>▶ 学識者</b>		
子ども	北海道大学大学院教育学研究院教授	松本 伊智朗
精神保健	札幌医科大学保健医療学部 看護学科看護学第3講座准教授	澤田 いずみ
<b>▶ 当事者</b>	ケアラーズカフェ運営者 (元ケアラー)	加藤 高一郎
<b>▶ 当事者団体</b>		
ケアラー	一般社団法人日本ケアラー連盟理事 (北海道社会福祉協議会地域共生社会推進部長)	中村 健治
認知症介護	北海道認知症の人を支える家族の会事務局長	西村 敏子
<b>▶ 支援機関</b>		
介護	北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長 (旭川市神楽・西神楽地域包括支援センター長)	今井 敦
障がい	留萌圏域地域づくりコーディネーター (留萌管内市町村基幹相談支援センター長)	小野 尚志
教育	北海道スクールソーシャルワーカー (札幌大谷大学短期大学部保育科准教授)	今西 良輔
<b>▶ 医療従事者</b>	公益社団法人北海道看護協会常務理事	山本 純子
<b>▶ 経営者</b>	北海道経済連合会労働政策局長	桑原 崇
<b>▶ 労働者</b>	日本労働組合総連合会北海道連合会総合政策局長	小倉 佳南子
<b>▶ 市町村</b>		
石狩市	石狩市教育委員会教育支援課長	鈴木 昌裕
栗山町	栗山町福祉課長	森 英幸